|  |
| --- |
| 入　札　公　表令和６年５月２１日次のとおり一般競争入札に付します。公益財団法人広島市みどり生きもの協会理 事 長　　荒　瀬　　尚　美１　一般競争入札に付する事項⑴　業務名中央公園ファミリープール園内における売店及び食堂での商品販売業務⑵　履行の内容等入札説明書並びに契約書及び仕様書等による。⑶　予定数量７６，５７４人（有料入園者数）⑷　契約期間　　　 契約締結の日から令和６年９月１７日まで⑸　入札事項　　入札は、有料入園者１人当たりの販売手数料で行うこととする。⑹　履行場所広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール⑺　入札方式本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。⑻　入札の方法ア　入札書は、有料入園者１人当たりの販売手数料の単価を記載すること。　　イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１０銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。⑼　入札区分本件業務は、入札書を持参して提出する紙入札案件である。２　入札参加資格次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。⑵　広島市競争入札参加資格の「令和５・６・７年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「１２－０１　食品」及び「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「３０－１５　その他　０７　給食」に登録されている者であること。⑶　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。⑷　入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。⑸　食品衛生法上の飲食店営業の１類（一般飲食店）及び３類（仕出し、弁当店）の許可を受け営業していること。⑹　売店及び食堂に食品衛生責任者の配置が可能であること。（売店と食堂の兼務可）３　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法本協会のホームページ（http://www.midoriikimono.jp/）のトップページの「お知らせ　入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　令和６年度分」→該当入札案件の「詳細はこちら」→「添付資料」からダウンロードできる。４　契約条項を示す場所等⑴　契約条項を示す場所本協会のホームページ（前記３に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法本協会のホームページからダウンロードできる。⑶　契約担当課（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）〒７３０－００１１広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内公益財団法人広島市みどり生きもの協会緑化管理部 経営企画課電話　０８２－２２８－０８１５（直通）⑷　入札書の提出方法後記⑺の開札日時に、開札場所に持参して提出すること。なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。⑸　入札執行課〒７３０－００１１広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内公益財団法人広島市みどり生きもの協会緑化管理部　経営企画課電話　０８２－２２８－０８１１（直通）⑹　入札回数入札回数は、３回限りとする。　　　 初度入札又は再度入札において、予定販売手数料単価以上の手数料単価もって有効な入札がない場合、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。⑺　開札の日時及び場所ア　日時　令和６年６月３日（月）午前１０時００分イ　場所　広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内公益財団法人広島市みどり生きもの協会　１階　入札室⑻　開札ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）イ　開札の結果、予定販売手数料単価以上で有効な入札書を提出した最高入札販売手数料単価提示者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。ウ　落札候補者となるべき同単価の入札をした者が２者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。エ　その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領を準用するものとする。５　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。⑴　提出場所前記４⑶に同じ。⑵　提出部数提出部数は、１部とする。なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。⑶　提出期限令和６年６月３日（月）の午後５時までただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合、別途提出期限を指定する。なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。⑷　その他入札参加者は、資格確認申請書等を前記⑶の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。６　一般競争入札参加資格の確認一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記５により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本協会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。７　落札者の決定⑴　前記６により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。⑵　落札者の決定結果は、入札参加者全員にＦＡＸ等により通知する。８　その他⑴　入札保証金免除⑵　入札の無効次に掲げる入札は、無効とする。ア　本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札ウ　販売手数料単価を訂正したものエ　再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最高販売手数料単価以下の単価でした入札オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札⑶　契約保証金要。ただし、規則第３１条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。⑷　契約書の作成の要否要⑸　入札の中止等本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。⑹　その他詳細は、入札説明書による。 |